

鳥取県農業経営・就農支援センター専門家登録派遣規程

制 定 令和4年5月10日付第202200033556号
最終改正 令和6年4月16日付第202400015433号
鳥取県農林水産部長通知

第1 専門家の登録

1 専門家の資格要件

本事業により派遣する専門家は、次の（1）から（4）までの全ての要件を満たす者であって、鳥取県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）の専門家名簿に登録されたものとする。

- （1）農業経営・就農サポート推進事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（以下「技能等」という。）を有すること。
- （2）専門的分野において農業経営者等への支援実績があること。
- （3）県内の各地域において、訪問、リモート通信等による農業経営者等への支援ができること。
- （4）以下のいずれかに該当すること。
 - ア 技能等を活用した実務に10年以上従事した経験を有する者
 - イ 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する者
 - ウ 技能等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する者
 - エ 上記アからウまでに掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者

2 専門家の委嘱更新及び解除

（1）専門家の委嘱

- ア 専門家の委嘱は、専門家の所属する各団体等から鳥取県農業経営・就農支援センターに係る派遣専門家推薦調書（以下「推薦調書」という。）（様式1号）による推薦を受け、派遣専門家委嘱承諾書（以下「承諾書」という。）（様式2号）を提出した者に委嘱するものとする。
- イ ただし、前項の規定に関わらず所属する団体がない専門家においては、支援実績（任意様式）に基づいて委嘱することができるものとする。
- ウ アの推薦調書及び承諾書又はイの支援実績に基づいて、支援センター運営会議に諮り、専門家として適任と判断された場合には、専門家名簿へ登録し、登録された当該専門家には委嘱状（様式3号）を交付するものとする。
- エ 登録された専門家は、登録内容に変更があった場合は、その旨を速やかに支援センター総合窓口（鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課。以下「総合窓口」という。）に連絡するものとする。

才 専門家の委嘱期間は、委嘱年度の属する3月31日までとする。

(2) 専門家の委嘱更新

ア 委嘱期間終了時においては、専門家から解嘱の申出がない限り、原則自動更新とする。

イ 総合窓口は、前項の規定にかかわらず、指導実績や他関係機関での支援実績を勘案して更新をしない場合は、書面でその旨を通知するものとする。

(3) 専門家の登録解除

専門家が第2の6の(1)または(2)の規定に違反した場合は、総合窓口の判断により速やかにその登録を解除するものとする。

第2 専門家の派遣

1 専門家の職務

専門家は、総合窓口からの指導等の依頼に基づき、伴走型支援を受ける重点支援対象者ごとに編成される経営支援チームの一員として派遣される。専門家は、農業経営者への指導等に必要な技能等を踏まえ、専門家自らが有する技能等を活用し、具体的かつ実践的な指導等を行うものとする。

(1) 専門家が経営支援チームの一員として支援活動で行う業務の範囲は、重点支援対象者の経営課題解決に必要な各士業分野の支援、経営診断・分析、経営相談カルテ作成の協力等とする。

(2) 原則として、専門家の分野における申請・届出等事務手続きや手順などの説明、派遣先の重点支援対象者の相談内容・疑問点等の解決に向けたアドバイス、情報・資料提供などとする。

(3) 各種申請書・届出書等の作成、手続・代行等の士業の実務部分に係る業務は、本派遣の対象外とする。

2 派遣回数・期間

(1) 重点支援対象者への派遣は、伴走型支援とし、経営課題の解決まで派遣することが可能とし、派遣回数は制限しないこととする。

(2) 重点支援対象者の経営課題の解決までの期間は、相談のあった年から原則3年間とする。

3 派遣日時の調整

(1) 専門家を重点支援対象者へ派遣する日時等の日程調整は、担当する経営支援チームのコーディネーター（以下「担当改良普及員」という。）が行うものとする。

(2) 重点支援対象者と専門家の日程を優先するものの、経営支援チーム構成員の同行も加味して、日程を調整することとする。

(3) 調整後の派遣日程は、担当改良普及員から重点支援対象者、専門家及び当日同行する経営支援チームの構成員及び総合窓口へ連絡することとする。

4 弁理士の派遣

(1) 鳥取県知的所有権センターと連携・協力し合うこととしており、重点支援

対象者から弁理士の派遣について申請があった場合には、その要請を知的所有権センターへ連絡し、弁理士の派遣を依頼する。

- (2) 依頼を受けた知的所有権センターが弁理士を重点支援対象者に派遣する。

5 経費

(1) 謝金

派遣に係る専門家の謝金は、「農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（平成27年4月9日付26経営第3500号）」第6の規定に則して支払うものとする。

専門家：税理士、司法書士、社会保険労務士、中小企業診断士、経営コンサルタント等

単価：派遣1回1時間当たり8,800円

(2) 旅費

ア 派遣に係る旅費は、鳥取県条例第48号「職員の旅費等に関する条例」（昭和45年7月15日施行）に準じて支払うものとする。

(ア) 公共交通機関を使用した場合：原則として、事務所所在地及び重点支援対象者の所在地の最寄り駅間の往復に係る旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金

(イ) 自家用車を使用した場合：事務所所在地から重点支援対象者の所在地までの往復距離に25円/kmを乗じた額

イ 専門家が自家用車で派遣先を訪問する場合、交通違反・交通事故には十分留意し、違反・事故を起こした場合には、専門家の自己責任とする。

(3) 支払手続

ア 経営支援チームの一員として重点支援対象者へ派遣される専門家（以下「派遣専門家」という。）は、派遣予定日の10日前までに派遣時間及び旅程について、担当改良普及員を経由して総合窓口へ連絡する。

イ 謝金及び旅費の支払は、すべて口座振込とする。

ウ 派遣専門家は、経費の振込先口座について、派遣前日までに口座振込依頼書（様式4号）を総合窓口へ提出する。もしくは、派遣前日までに鳥取県に対して債権債務者登録申請を行う。また、個人への支払いを受ける場合には、マイナンバーカードの写しまたは個人番号通知書の写しを併せて提出する。なお、提出等を行った後に振込口座等の変更が生じた場合は、総合窓口へ連絡する。

エ 派遣専門家は、専門家支援活動報告書兼支払請求書（様式5号）を派遣された日の翌日から起算して20日以内に総合窓口へ提出する。

(4) 受益者負担

派遣専門家が指導等を行う際に要する材料費及び伴走型支援の終了後において引き続き当該専門家から指導等を受けるために必要となる顧問料等は、当該指導等を受ける農業経営者の負担とする。

6 留意事項

(1) 守秘義務

専門家は、指導等により知り得た農業経営者の秘密を厳守するものとする。また、支援センターの運営、事業等に関して知り得た情報についても、支援センターの同意を得ず第三者へ提供してはならないものとする。

(2) 禁止行為

専門家は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- ア 著しく支援センター又は本事業の信用を損なう行為
- イ 反社会的勢力との交流又は当該交流が疑われるような行為
- ウ 農業経営者に対し、支援センターの同意を得ずに行った自らの営業行為
- エ 支援センターの同意を得ずに行った指導等

附 則

この規程は、令和4年度事業から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年2月9日から施行し、令和5年度事業から適用する。
- 2 この規程による改正前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月16日から施行し、令和6年度事業から適用する。

(様式1号)

鳥取県農業経営・就農支援センターに係る派遣専門家推薦調書

| | | | | |
|---------------------|-----------------------------------------------|------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------|
| ふりがな | | 生年月日 | 年齢 | |
| 氏名 | | | 歳 | |
| 会社名・勤務先 | | 役職 | | |
| 連絡先 | 〒 | | | |
| | 住所： | | | |
| | 電話： | | | |
| | ファクシミリ： | | | |
| | 電子メール： | | | |
| 登録区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 経営コンサルタント | <input type="checkbox"/> 税理士 | <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> 法書士 |
| | <input type="checkbox"/> 中小企業診断士 | <input type="checkbox"/> 会計士 | <input checked="" type="checkbox"/> 農業経営アドバイザー | |
| ※該当する区分にレ印を付けてください。 | | | | |
| 取得年月日 | 免許・資格等 | | | |
| | | | | |
| 専門分野（得意分野） | | | | |
| | | | | |

本書のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

所在地

組織名

役職

氏名

(様式2号)

派遣専門家委嘱承諾書

鳥取県農林水産部
農業振興局経営支援課長 様

私は、鳥取県農業経営・就農支援センター派遣専門家の委嘱に係る下記について承諾します。

記

- | | |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1 委嘱の内容 | 鳥取県農業経営・就農支援センター専門家登録派遣規程に基づいた、相談申請があった農業経営者の経営上の課題を解決するための改善策の提示、助言及び支援。 |
| 2 委嘱の期間 | 委嘱日から委嘱年度の属する3月31日までとします。 |
| 3 委嘱の更新 | 委嘱した専門家又は鳥取県農業経営・就農支援センターから委嘱解除の申出がない限り委嘱期間を毎年度更新することとします。 |
| 4 委嘱の解除 | 委嘱した専門家からの委嘱の解除の申し出、または鳥取県農業経営・就農支援センターからの委嘱の解除の通知があった場合には解嘱することとします。 |
| 5 能力マップ [®] の公開 | 委嘱した専門家の氏名、専門分野等の情報について鳥取県HPに登録専門家の能力マップとして公開します。 |

令和 年 月 日

所在 地

事務所名

役職名

氏 名

(様式3号)

委 嘱 状

様

鳥取県農業経営・就農支援センターが重点支援対象者等の課題解決の支援のために派遣する専門家として、下記のとおり委嘱します。

記

1 委嘱期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

2 委嘱条件 鳥取県農業経営・就農支援センター専門家登録派遣規程による

令和 年 月 日

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課長

(様式4号)

口座振込依頼書

令和 年 月 日

鳥取県知事様

住所(自宅)
(事務所)
所属(法人・組織名)
氏名(代表者名)
(連絡先)

鳥取県農業経営・就農支援センターに係る謝金及び旅費等の鳥取県から支払われる金銭については、下記のとおり振り込んでください。

記

振込希望口座

| 銀行・金庫 農協・漁協 | | 本店・支店・出張所・代理店 本所・支所 | | | | | | |
|----------------|--|------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 預金種別 | | 普通・当座 | | | | | | |
| 口座番号 | | | | | | | | |
| フリガナ | | | | | | | | |
| 口座名義人 | | | | | | | | |

源泉徴収について

| | |
|---------------|--------------------------|
| 個人への振込：源泉徴収あり | <input type="checkbox"/> |
| 法人への振込：源泉徴収なし | <input type="checkbox"/> |

※どちらかに○を付けてください。

(様式5号)

専門家支援活動報告書兼支払請求書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

住所 (自宅)
(事務所)
所属 (法人・組織名)
氏名 (代表者名)

経営支援チームの一員として、重点支援対象者に支援活動を行ったので、鳥取県農業経営・就農支援センター専門家登録派遣規程の第2の5の(3)の規定により下記のとおり報告し、要した経費を請求します。

記

| 日 時 | 令和 年 月 日() 時 分～ 時 分 |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 支援先の農業者名 | |
| 支援を行った場所 | |
| 支援活動の項目 | |
| 支援活動の内容 ・相談内容 ・指導内容 ・今後の対応課題等 | |
| 派遣経費 | 金 円 内訳 謝金 8,800 円 × 時間 = 円 ※旅費については、別途旅費請求書による。 |